

# 広島県電子マネー方式プレミアム付き商品券発行モデル事業 (地域電子マネー発行補助事業) 募集要領

## 1 事業の目的

本補助事業は、国の地域消費喚起・生活支援型交付金を活用し、県内の商店街や大型チェーン店等において使用可能なプリペイドカードを用いた「電子マネー方式プレミアム付き商品券」(以下、「地域電子マネー」という。)を発行・運営する取組に対して、助成を行うことにより、地域における消費の拡大、地域経済の活性化に資することを目的とする。

また、本事業が支援する取組は、本事業により整備されるカード決済インフラ等を利活用することにより、中長期的視点から、地域における消費の活性化、地域経済の活性化に資するものとする。

## 2 補助対象事業

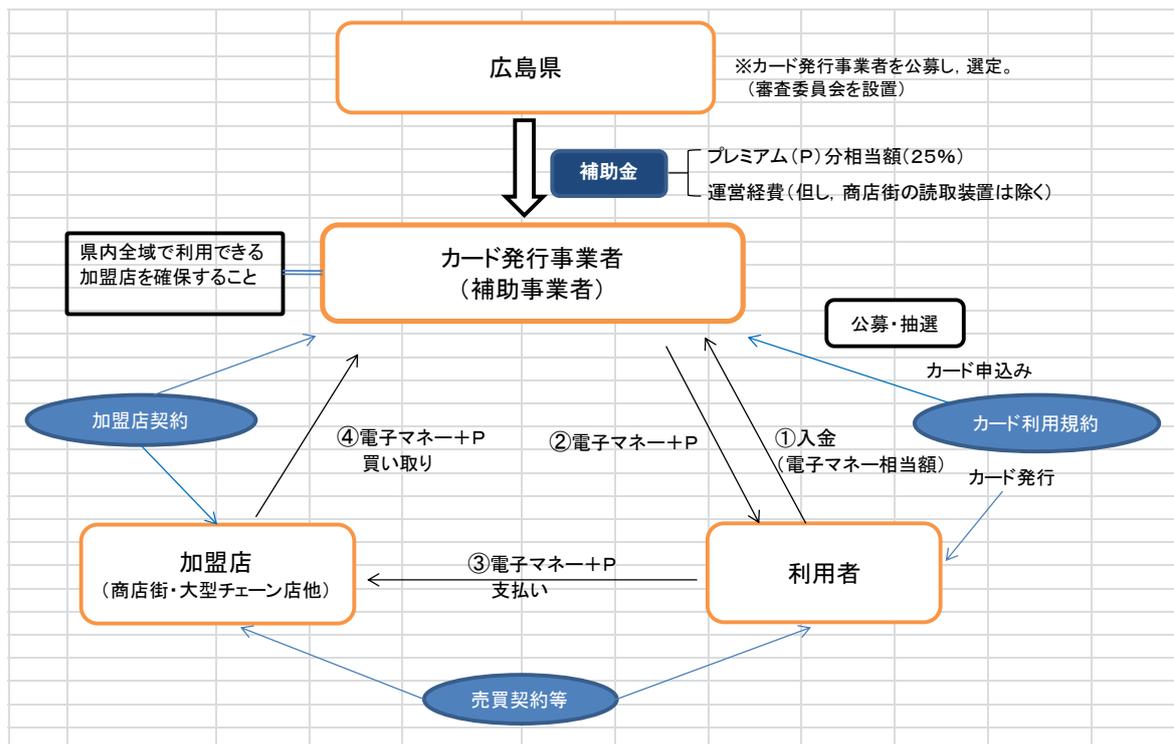
### (1) 事業の概要

- ①地域電子マネーとして利用するプリペイドカードの作成
- ②地域電子マネーの発行
- ③加盟店(利用可能店舗)への対応
- ④コールセンターの設置
- ⑤地域電子マネーの精算
- ⑥事業の広報
- ⑦データ管理
- ⑧その他必要な業務(事務局の運営等)

### (2) 電子マネー方式プレミアム付き商品券の概要

名 称	広島県が別途公募して採択する名称を使用すること
プリペイドカードの種類	資金決済法(平成21年6月24日法律第59号)第3条が定義する前払式支払手段のうち、プラスチックカードの証票を用いるもの
前払い(チャージ)上限額	50,000円(1人あたり)
プレミアム額	チャージ額の25%(本補助金を充当,1人最大12,500円)
プレミアム総額上限	8億円(本補助金を充当)
発行総額	40億円(上記8億円を含む金額)
カード発行枚数	全て上限利用の場合,6万4千枚(プレミアム付き)
カード発行事業者	県内に本社を有する事業者に限る
プレミアム利用期間	平成27年11月~平成28年2月末の枠内で,補助事業者が,提案し設定(遅くとも12月に開始し,3か月以上が望ましい)
利用可能店舗(加盟店)	広島県内の商店街店舗(別途募集)及び大型チェーン店など
購入対象者	18歳以上(県内に在住している方)

◇事業イメージ



(3) 事業実施期間

補助金交付決定の日から平成28年3月末日までとする。

3 補助対象となる事業者

(1) 次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ① 本社または本店が広島県内に所在している事業者であること。
- ② 広島県内の全域において地域電子マネーが利用できるよう加盟店契約を行うことのできる事業者であること。(県内全域において利用可能とは、県内の23市町のいずれにおいても、当該市町内の店舗で利用可能であることを原則とする。なお、やむを得ず利用可能な店舗がない市町がある場合であっても、隣接する市町で利用可能である場合には、例外的に県内全域において利用可能であるものとみなす。)
- ③ 本補助事業終了後において、資金決済法第7条が規定する第三者型前払式支払手段発行者の登録事業者として、本補助事業を活用した事業運営を行うことのできる事業者であること。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- ⑤ 公募開始の日から交付決定日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- ⑦ 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑧ 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は第20条第1項の規定による通報の対象となった者でないこと。

- (2) 複数の事業者等により構成される共同体を代表する者の場合  
 構成員すべてが上記③～⑦に掲げる要件をすべて満たしているものとする。ただし、  
 上記①～②に掲げる要件については、共同体を代表する者が満たしているものとする。

#### 4 事業の内容

##### (1) 地域電子マネーとして利用するプリペイドカードの作成

###### ① 仕様

次の仕様によるプリペイドカードを用いた地域電子マネーとする。

名 称	広島県が別途公募して採択する名称を使用すること
カードの種類	金銭的価値（バリュー）を電磁的にカードに記録して確認するものと カードではなくコンピューター・サーバーで管理して確認するものの いずれでも可
前払い（チャージ） 上限額	・50,000円（1人あたり） （チャージ額の25%をプレミアム分として、本補助金により充当）
形状・寸法・物理的 信頼性・強度	国際規格および国内規格に準拠した形状、寸法、物理的信頼性、強度 を備えたカードであること
材 質	カード基材は、プラスチック（PVC樹脂又はPET-G樹脂の同等素材） とすること
券面デザイン	広島県が公募して決定したカードの名称を前提にして、補助事業 者がカード券面のデザインを3点作成した上で、広島県に提示し、 そのうち1点を広島県が決定し、これを券面のデザインとする。

###### ② 留意事項

- ア 地域電子マネーの不正防止策、セキュリティ対策を確実に行うこと。  
 イ 地域電子マネー以外のプリペイドカードの利用方法を設定する場合、具体的な利用  
 方法を提案すること。  
 ウ 本補助事業終了後も、資金決済法第3条が定義する前払式支払手段として、チャージ  
 （入金）により繰り返し使用可能なプリペイドカードとすること。  
 エ 将来的にプリペイドカード以外のカードの利用方法（社員証、学生証、健康管理記  
 録など）があれば、具体的に提案すること。

##### (2) 地域電子マネーの発行

###### ① 事業内容

- ・広島県の承認を得た上で、発行者と利用者との間の契約関係を定める地域電子マネー利  
 用規約（約款）を定める。
- ・利用者が前払い（チャージ）した金額に当該金額の25%であるプレミアム分を加え、  
 プリペイドカードとして、利用者が利用開始日から加盟店舗で利用できるよう、地域  
 電子マネーの発行業務を行う。
- ・地域電子マネーの発行時には、地域電子マネー利用規約を利用者に交付、説明するも  
 のとする。

## ② 留意事項

- ア 地域電子マネーの利用対象にならないものは次に掲げるものとする。
- ・出資や債務の支払い（税金、振込み手数料、電気・ガス・水道料金など）
  - ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、他のプリペイドカード等の換金性の高いものの購入
  - ・たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
  - ・健康保険法（大正 11 年 4 月 22 日法律第 70 号）第 74 条に規定する一部負担金かそれと同等の扱いを受ける支払い
  - ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
  - ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に係る支払い
  - ・現金との換金、金融機関の預け入れ
  - ・風俗営業等の規則及び義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払い
  - ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
  - ・地域電子マネーの交換又は売買
- イ その他、地域電子マネーの取扱いについては次に掲げるものとする。
- ・加盟店舗において利用期間内に限り利用可能とすること。
  - ・地域電子マネーによる商品購入後の返品は認めないこと
  - ・盗難・紛失又は偽造等に対する対応を明確にすること。
  - ・加盟店舗において、地域電子マネーを利用対象外とする商品を独自に定める場合は、あらかじめ、利用者が認識できるよう明示する義務を負うこと。
- ウ 地域電子マネーの利用者は、本人確認を行った上、広島県内に居住している方とすること。
- エ 地域電子マネーの利用者は、公平性及び負担軽減の観点から、予約発行とすること。
- オ プレミアム相当額の全額発行に向け、効果的な発行方法等の工夫をすること。
- カ 予約発行の状況に応じて、全額発行に向けた方策を講じること。
- キ 地域電子マネーの応募者が多数の場合は公正な抽選を実施し、その結果を速やかにかつ確実に届けること。地域電子マネーが抽選となり、その結果、落選した者にも、プレミアム分を含まないプリペイドカードを発行することができるものとする。
- ク 利用者の利便性の観点から地域電子マネーを発行する場所を充分確保するとともに、出来る限り区域に偏りが生じないよう配慮すること。
- ケ 発行に伴う前払金は、精算を行うまで適切に管理すること。
- コ 前払金管理について、管理体制に係る具体的な内容を明らかにすること。

## (3) 加盟店（利用可能店舗）への対応

### ① 事業内容

- ・広島県の承認を得た上で、加盟店（別途募集する商店街等の加盟店を含む）と発行者の間の契約関係を定める加盟店契約を締結する。
- ・加盟店の運営マニュアル等を作成し、加盟店の責任者に対し事業内容・運営方法を適切に説明し、本事業を十分理解してもらうとともに販売促進等にかかる協力を促すものとする。

## ② 留意事項

ア 店舗の加盟資格については、県内に事業所又は店舗がある事業者で、次の事業者以外とすること。

a 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業を行う者

b 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

イ 別途、市町が選定する商店街等の店舗との加盟店契約を結ぶこと。

ウ 加盟店舗にかかる加盟登録証，加盟店舗ステッカー，運営マニュアル等を作成し，加盟店舗へ配付すること。

エ 広く県民に周知するために，加盟店舗一覧を作成すること。

オ 県内市町が選定する商店街加盟店からの問い合わせに対して同様に対応すること。

## （４）コールセンターの設置

### ① 事業内容

・加盟店舗，利用者等からの問い合わせに適切に対応するため，コールセンターを設置するものとする。

### ② 留意事項

ア コールセンターには，必要な回線数を確保し，適切な人員を配置すること。

イ コールセンターの P R を行い，加盟店舗，利用者等からの問い合わせに対しては誠実に応対し，適切な運営に努めること。

ウ 個人情報に関する問い合わせについては，慎重に対応すること。

## （５）地域電子マネーの精算

### ① 事業内容

・加盟店の地域電子マネーを利用した売上に対して，利用者が前払い（チャージ）した金額にプレミアム分 2.5% を加えた額を原資として，加盟店が指定する口座に対して，円滑の支払い手続きを行うものとする。

### ② 留意事項

ア 利用者の前払金は，精算を行うまで適切に管理すること。

イ 精算時において地域電子マネー売上額とデータとで相違がある場合，原因究明を行い，責任を持って対応すること。

## （６）事業の広報

### ① 事業内容

・ホームページの開設及び管理運営を行うほか，適切な広報を行うことにより，本事業の周知を図り，事業を円滑に運営するものとする。

### ② 留意事項

ア 効果的な方法により県民に当該事業の広報を実施すること。

イ 加盟店舗等の募集について周知すること。

ウ 加盟店舗等を県民に周知すること。

エ プレミアム相当額の全額発行に向け，消費喚起・誘発に効果の高い広報計画を策定

し、実施すること。

オ 効果的な広報の実施に際し、必要となる制作物を作成すること。

- ・ポスター
- ・チラシ
- ・その他提案によること

カ 県や市町の広報媒体等も活用した広報を実施すること。

#### (7) データ管理

##### ① 事業内容

・本事業に伴い収集したデータの適正な管理を行うほか、広島県の求めに応じて、必要なデータを作成、提供するものとする。

※地域別、店舗規模別、購入額別等のクロス集計による使用状況の分析等を想定している。

##### ② 留意事項

ア 個人情報の取扱いを適正に行うこと。

イ 収集・作成するデータについては、事前に広島県と協議すること。

ウ 各種データについては、随時、広島県に報告すること。

エ 地域電子マネーの消費喚起・誘発効果の測定に必要なデータを広島県の求めに応じて提出すること。

#### (8) その他必要事項（事務局運営等）

##### ① 事業内容

・適正かつ確実な事業遂行体制の構築を行うものとする。

##### ② 留意事項

ア 全体スケジュールを管理し、適切に事業を進捗すること。

イ 本県各施策・事業等と効果的・効率的な連携を積極的に図ること。

ウ 加盟店等との連絡調整を行うこと。

エ その他事業運営に必要な業務を行うこと。

オ 別途、市町が実施する「地域電子マネー使用環境整備補助事業」により、読取装置が設置される商店街等との連絡及び装置の調整に協力すること。

### 5 補助限度額及び補助率等

#### (1) 補助限度額

980,000千円（プレミアム県負担分800,000千円を含む。）を上限とする。

#### (2) 補助率等

定額とする。

ただし、プレミアム県負担分については、10/10とする。

### 6 提案受付

#### (1) 受付期間

平成27年5月1日（金）から5月22日（金）午後5時まで（必着）

ただし、土・日・祝日は除く。

(2) 応募方法

郵送又は直接持参すること。なお、郵送等の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

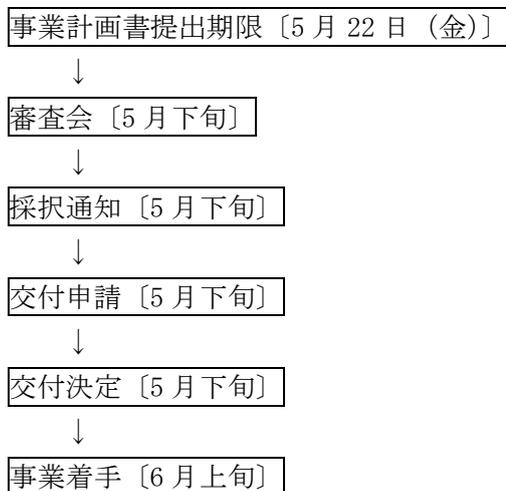
(3) 応募書類

- ア 事業計画書（様式1号）
- イ 決算関係書類（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）
- ウ 印鑑登録証明書（受付日前3ヶ月以内に発行された正本）
- エ 登記事項証明書：受付日前3ヶ月以内に発行されたものの写し
- オ 納税証明書：県税及び地方法人特別税について滞納がないことの証明  
消費税及地方消費税について未納税額のない証明
- カ 企業概要がわかる資料（パンフレット等）

(4) 提出先

広島県商工労働局イノベーション推進チーム  
イノベーション環境整備グループ（担当者：長谷川・平賀）  
住所 〒730-8511 広島市中区基町10-52（県庁東館2階）  
電話 082-513-3353 F A X 082-223-2137  
電子メール [syoinnov@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:syoinnov@pref.hiroshima.lg.jp)

(5) 申請スケジュール（予定）



(6) その他

提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。

7 補助金交付事業者の決定に関する手続き

(1) 採択方法

広島県が設置する補助金審査会において、申請書類に基づいて審査を行い、その結果を踏まえ、県が予算の範囲内で採択1者を決定する。

(2) 審査基準

評価項目		基準	配点 (100点満点)	
事業 実施 体制 及び 遂行 能力	事業遂行能力	・事業の完遂と補助金等の保全が確実に行われる財政規模及び安全性を有し、かつ、事業にかかる十分な専門的知識を有し、適切で円滑な事業遂行が可能な実施体制である。	20	50
	企画提案・事業スケジュール	・地域電子マネーの利用の促進及び、事業終了後におけるカード決済等のインフラ整備上等により、継続的に消費拡大に資する提案となっているか ・効率的な事業遂行が可能なスケジュールであるか	20	
	事業実績	・カード発行業務、システムの構築等について、豊富な経験や実績があるか	10	
提案 内容 の有 効性	公共性及び公正性	・全体を通して消費者に対し公正な仕組みであるか ・県民に幅広く行き渡る仕組みになっているか。 ・発行口数が管理できるシステムが構築されるか	10	50
	セキュリティ及び不正防止等	・個人情報や加盟店等の情報セキュリティに対して十分な配慮がなされ、電子マネーにかかる不正防止、売上金の保全等のための十分な技術及びノウハウを有しているか	10	
	効果及び効率性	・全体を通して事業目的の達成と電子マネー普及に向けた効率的かつ効果的な提案であるか (インフラ整備方法、決済方法、加盟店舗等の募集方法等)	20	
	広報計画	・発行促進、消費喚起・誘発につながる効果的な広報手法であるか (広報手法・ツール・数量・スケジュール・デザイン等)	10	
合計			100	

■上記の評価基準に基づき、提出書類について、外部有識者等で構成される審査会の意見を聴取したうえで評価を実施し、合計点が最も高い提案者を補助事業予定者として選定する。

■合計点が最も高い提案者が複数いる場合は「提案内容の有効性」の合計点が最も高い者を補助事業予定者として選定する。それでも決定しない場合は、審査会での協議によることとする。

■合計点が最も高い提案者の評価が100点満点中60点を下回った場合は、補助事業予定者を選定しないことがある。

(3) 審査内容については公表しない。

(4) 審査結果は、応募のあったすべての事業者に通知する。

8 補助金の交付に関する手続き

前項の審査により決定した事業実施主体は、広島県電子マネー方式プレミアム付き商品券発行モデル事業補助金交付要綱（平成27年4月30日制定）に基づき、補助金の交付に必

要な手続きを行うこととなる。

## 9 個人情報の保護

補助金交付事業者は、本事業を実施する上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

## 10 その他

- (1) 本補助事業に関して、著作権等の問題が生じた場合は、県は責任を負わない。
- (2) この要領に定めのない事項が発生した場合は、県と提案事業者とで協議して決めるものとする。

## 附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。